

## 業務委託契約書（案）

委託者（以下「甲」という。）及び受託者（以下「乙」という。）との間において、令和8年度さかの樹認証制度体制整備事業業務委託について、次のとおり契約を締結する。

### （目的）

第1条 甲は、令和8年度さかの樹認証制度体制整備事業業務委託（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれに受託するものとする。

### （業務内容）

第2条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別添仕様書（「令和8年度さかの樹認証制度体制整備事業業務委託仕様書」をいう。以下同じ。）に従い、これを履行しなければならない。

2 前項の業務仕様書に明記されていない業務があるときは、甲乙協議して定める。

### （契約期間）

第3条 委託業務の契約期間は、契約締結日から令和9年3月15日までとする。

### （委託料）

第4条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）とする。

### （契約保証金）

第5条 乙は、この契約と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。（又は「契約保証金は佐賀県財務規則第115条第3項第 号の規定により免除する。」とする。）

### （委託業務の処理方法）

第6条 乙は、委託業務を甲が定める業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び甲の指示に従って処理しなければならない。

### （権利義務の譲渡等）

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。ただし、書面による甲の承諾を得たときは、この限りで

ない。

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合、乙は、当該委託に係る業務遂行能力を持つ者を責任を持って選定することとし、委託先及び委託の範囲について事前に書面により甲に届け出なければならない。
- 3 乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させると共に、甲に対して責任を負担しなければならない。
- 4 乙から委託を受けた者はさらに他の第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(監督員)

第9条 甲は、乙の業務の履行についての指示及び監督にあたる担当職員（以下「監督員」という。）を定めたときは、書面により、その氏名を乙に通知するものとする。監督員を変更したときも同様とする。

(契約内容の変更中止)

第10条 甲は、必要がある場合には、契約の内容を変更し、又は、この契約の全部若しくは一部を一時中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

(履行の確認)

第11条 乙は、業務が完了したときは、書面により遅滞なく業務履行の確認を甲に求めなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による確認を求められたときは、その日から起算して10日以内又は、令和9年3月15日のいずれか早い日までに確認のための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

(業務委託料の請求及び支払)

第12条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を甲に請求することができる。

- 2 甲は前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3以内の前金払の請求をすることができる。

- 4 甲の責めに帰する事由により第1項にかかわる支払が、前項に規定する支払期限までに支払われない場合、乙は、その請求金額につき、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰する理由により、履行期限内に業務の完了の見込みがないと認めたとき。
- (2) 乙又はその使用人が検査又は監督に際し、職務執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
- (3) 重大な過失又は背信行為があったとき。
- (4) 甲が相当期間を定めて催告した後も乙の債務が履行されないとき。
- (5) 支払いの停止があったとき、又は乙が仮差押、差押、競売、破産、会社更生手続開始、会社整理開始若しくは特別清算開始の申し立てを受けたとき。
- (6) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (8) 次条の規定によらないで乙がこの契約の解除を申し出たとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、この契約に係る業務が完了している場合を除き、この契約を解除する。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (8) 役員等（乙が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者、乙が個人である場合にあっては当該個人以外の者である支配人又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者であるものをいう。）に第2号から第7号までに掲げる者がいる者
- (9) 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者
- (10) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第9号までのいずれ

かに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(11) 第1号から第9号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約（2次以降の再委託契約及び当該再委託契約に係るその他の契約を含む。）の相手方としていた場合（第10号に該当する場合を除く。）に、甲からの当該契約の解除の求めに従わなかった者

- 3 前2項の規定によりこの契約を解除した場合においては、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 5 第2項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保（利付国債に限る。）の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 6 甲は、第1項又は第2項の規定によりこの契約を解除したときは、業務の出来高部分を確認のうえ当該検査に合格した部分についての業務委託料に相当する額を乙に支払わなければならない。

（乙の解除権）

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第10条の規定により、業務の内容を変更した場合において業務委託料が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 第10条の規定により、業務を一時中止した場合において、その中止期間が履行期間の10分の5以上に達したとき。
  - (3) 前各号のほか、甲がこの契約に違反し、その違反によって、この契約の目的を完了することが不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害賠償を甲に請求することができる。
  - 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除されたときは、業務の出来高部分を確認のうえ当該検査に合格した部分についての業務委託料に相当する額を乙に支払わなければならない。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第15条 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害のうち甲の責めに帰する事由により生じたものについては、これを甲が負担するものとする。

(賠償金等の徴収)

第 16 条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで年 3.0 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料から相殺し、なお不足を生ずるときは、さらに追徴することができる。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年 3.0 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

(臨機の措置)

第 17 条 乙は、災害防止等のため特に必要と認められるときは臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、そのとった措置について遅滞なく甲に報告しなければならない。

3 甲は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、甲がこれを負担する。

(秘密の保持)

第 18 条 乙は、委託業務の遂行上知り得た甲の業務上の内容を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記 1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第 20 条 乙は、業務を処理するため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記 2「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(契約終了時の引継、移行支援等)

第 21 条 本契約の全部若しくは一部を解除、又は契約期間が終了した場合には、乙は、当

該業務を甲が継続して遂行できるよう必要な措置を講ずるか、又は他者に移行する作業を支援しなければならない。

(契約外の事項)

第 22 条 この契約に定めのない事項又はこの契約履行につき疑義を生じた事項については、  
甲乙協議して定めるものとする。

上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場による合意に基づいて、  
別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 委託者 住 所 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号  
氏 名 佐賀県 農林水産部  
森林整備課長 武田 経孝

(乙) 受託者 住 所  
氏 名